

1975年度発見の藤原宮木簡

飛鳥藤原宮跡発掘調査部

1975年度の藤原宮跡及びその付近の発掘調査では総計 619 点の木簡が出土した。以下その概要を報告する（口絵 6）。

藤原宮北面中門付近出土木簡 藤原宮北面中門付近の調査では、外濠他 2 条の溝と一つの土壇から 570 点の木簡が発見された。うち、もっとも多量の木簡が発見されたのは北面大垣の外側を東西に流れる外濠 S D 145 で、551 点発見された、外濠は北面中門の東北にあたる付近で北へ流れる溝 S D 1901 B につながる（P. 43 第 1 図）。S D 1901 B は発掘面積も少なく、外濠の東半部と同一の流れなので、ここから出土した木簡も外濠出土木簡の中にふくめている。また北辺の外濠は 1967 年に奈良県教育委員会の行った調査によって東北隅付近が検出され、800 点にちかい木簡が出土している。今回の調査で発見され木簡の内容と、以前に発見されている木簡の内容とは、とくに顕著な相違点は認められない。紀年銘木簡は持統 5 年（691）から大宝 3 年（703）のものまでである。

記載内容でとくに注目すべきものとして、次のようなものがある。文書木簡のうち文書形式の注目されるものとして、1.（表）「卿等前恐々謹解□□□」（裏）「□□受給（卿力）請欲止申」2.（表）「恐々受賜申大夫前□」，（裏）「曆作一日二赤麻呂」等「大夫の前に申す（解す）」という書き出しをもつものがある。「充先+前」に申すという書式をもつものは平城宮出土の過所木簡（和銅年間）や奈良県の調査で発見された「彈正台笠吉麻呂請根大夫前橋子二升
奉直丁刀良」の例などが知られるが、公式令にはこのような書式はなく、正倉院文書等でも類例をみない。令制の解や啓の形式が成立する以前の書式の名残りをとどめているのであろうか。また、（表）「

□	符	處	々	塞	職	等
---	---	---	---	---	---	---

受」と記した木簡は、塞職という他の文献史料にみられない官司名を記している。塞は文字どおりには「とりで」を意味するが、『万葉集』などでは塞を関と同じ意味で使用した例もあるから関司（せきのつかさ）を意味するものかもしれない。

貢進付札の木簡については、奈良県の調査のときと同じく評制記載の木簡が多数発見された。今回の発掘で新たに明らかになった評名は、尾張国知多評・春部評，美濃国各務評，近江国神前評，丹波国与射評，出雲国出雲評，阿波国板野評，伊予国久米評・宇和評，飛騨国（カ）大荒城評等である。これらの貢進付札については、奈良県調査のものもふくめて記載形式において注目すべき点がある。それは「年月日+国名+評（郡）名+里名+個人名」という形式を原則としていることであって、平城宮木簡の場合がすべて「国名+郡名+里名+個人名+年月日」という形式をもっていることと対称的である。後者は『令義解』等に見える養老賦役令調査皆附近条の規定どおりの書式であるが、前者はそれと異なる書式である。前者のうちもっとも



文書木簡

新しい年紀をもつものは、今回発見した「大宝三年十一月十二日御野国楡皮十斤」と記したもので、後者のうちもっとも古いものは同じく大宝3年と推定される下毛野国足利郡の贄の付札（後述）である。したがって、書式の変化はほぼ大宝令施行後数年のうちに行われたものと思われる。

また、これまで藤原宮では発見されていなかった「調」と明記した木簡がみついている。1. (表)「丁酉年若狭國小丹生評岡田里三家人三成」(裏)「御調塩二斗」、2. 「乙未年御調寸松」とある2点がそれであって、浄御原令制下における調の付札としてははじめてのものである。

次に、外濠S D145の南岸にある土壇 SK1903から12点の木簡が出土している。その中で注目すべきものは次の3点である。1. (表)「於市^(結カ)□遣糸九十斤^{瓊王}猪使門」(裏)「月三日大属従八位上津史岡万呂」、2. 「九月廿六日蘭織進大豆卅□」、3. 「下毛野国足利郡波自可里鮎大贄一古参年十月廿二日」。1は瓊王門(達智門)、猪使門(俣鹽門)等の藤原宮の宮城門の門号が見えること、また市の記載のあることなどから、藤原宮宮城門の門号および位置の問題や、藤原京の市の所在地等について興味深い示唆を与えている。2では蘭織という令制には見られない官司名がみえる。これは奈良県の調査で発見された木簡にある蘭官・蘭司等の官司と同一官司である可能性がある。そうであるとすれば同一官司が三様に呼称されたことになり、浄御原令制下では省寮職司という官司の上下関係がまだ未完成であったと推定される。3は贄の付札であるが、末尾の「参年」は年号を省略してもわかるものとするれば大宝3年と考えられる。この他2条の溝(S D140およびS D1901A)からも木簡は出土したが、釈読できるものはない。

藤原宮東辺外濠出土木簡 藤原宮東辺外濠(S D170)の北隈から南へ約560mのところまで農業用納屋の建築にともなり緊急調査を行い、外濠を検出するとともに、木簡計36点を発見した。そのうち顕著なものは「大宮□官奴婢」「大祐務正七位上□」等がある。

藤原京右京七条一坊出土木簡 橿原市日高山住宅建設にともなり事前調査を推定藤原京右京七条一坊の地点で行い、木簡計10点を発見した。そのうち9点は井戸S E1850から、1点は朱雀大路の西側溝から発見した。そのうちで顕著なものとしては、井戸S E1850から出土したもので、(表)「第十八^{敬飛}心持^{三慧飛}安雲^{尊體飛}玄耀^{令藏飛}頂藏^{賢□飛}顯藏^(弁カ)」と記した文書木簡がある。僧侶の名を列記したもので、「第十八」としているところをみると某経典の巻18を各僧にわりあて、写経させたことを示すのであろうか。「飛」とある注記を飛鳥寺のこととすれば、僧侶は飛鳥寺のものということになる。貢進付札としては「丹^(波カ)□国加佐郡白薬里大贄久己利魚腊一斗五升和銅二年四月」がある。

藤原京右京八条三坊出土木簡 橿原市の道路建設にともなり事前調査を藤原京右京八条三坊(本薬師寺P.45参照)の西南隅で行い、八条大路の北側溝の中から木簡計3点を発見した。なかには咒符と思われるもの1点があるが、記載内容として顕著なものはなかった。(鬼頭清明)